附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和七年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条中自衛隊法第七十五条の十の改正規定及び同法第九十八条第一項の改正規定並びに第五条の規定　公布の日

二　第二条中自衛隊法第八十四条の五第一項第三号及び第二項第四号の改正規定並びに同法第百条の十七の次に二条を加える改正規定並びに第四条の規定　日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定の効力発生の日

三　第二条中自衛隊法第六十八条第二項の改正規定及び同法第七十五条の八の改正規定並びに次条の規定　公布の日から起算して三月を経過した日

四　第二条中自衛隊法第三十六条の二の前の見出し、同条、第三十六条の三及び第三十六条の四第一項の改正規定、同法第三十六条の五の改正規定並びに同法第四十五条第一項の改正規定並びに第三条の規定　令和六年十月一日

（予備自衛官又は即応予備自衛官の任用期間の延長に関する経過措置）

第二条　前条第三号に掲げる改正規定による改正後の自衛隊法（以下この条において「新自衛隊法」という。）第六十八条第二項（新自衛隊法第七十五条の八において準用する場合を含む。）の規定は、当該改正規定の施行の日前に自衛隊法第六十八条第三項（同法第七十五条の八において準用する場合を含む。）の規定により任用期間を延長され、当該施行の日以後にその延長された任用期間が満了する予備自衛官又は即応予備自衛官には適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（高圧ガス保安法の一部改正）

第四条　高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「船舶内並びに陸上自衛隊」を「船舶及び自衛隊」に改め、「及び海上自衛隊の使用する船舶」を削る。

（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正）

第五条　裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第三号ニ中「第四条第五項」を「第四条第六項」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
法務大臣　小泉　龍司
経済産業大臣　齋藤　健
防衛大臣　木原　稔

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第二十五号

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律

目次中「第四章　発信者情報開示命令事件に関する裁判手続（第八条―第十九条）」を「第四章　発信者情報開示命令事件に関する裁判手続（第八条―第十九条）
第五章　大規模特定電気通信役務提供者の義務（第二十条―第三十四条）
第六章　罰則」に改める。

第一条中「侵害」を「侵害等」に、「を定める」を「を定め、あわせて、侵害情報送信防止措置の実施手続の迅速化及び送信防止措置の実施状況の透明化を図るための大規模特定電気通信役務提供者の義務について定める」に改める。

第二条中第九号を第十三号とし、第六号から第八号までを四号ずつ繰り下げ、第五号を第六号とし、同号の次に次の三号を加える。

七　侵害情報等　侵害情報、侵害されたとする権利及び権利が侵害されたとする理由をいう。

八　侵害情報送信防止措置　侵害情報の送信を防止する措置をいう。

九　送信防止措置　侵害情報送信防止措置その他の特定電気通信による情報の送信を防止する措置（当該情報の送信を防止するとともに、当該情報の発信者に対する特定電気通信役務の提供を停止する措置（第二十六条第二項第二号において「役務提供停止措置」という。）を含む。）をいう。

第二条中第四号を第五号とし、同条第三号中「（特定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務（電気通信事業法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。第五条第二項において同じ。）をいう。同条第三項において同じ。）」を削り、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　特定電気通信役務　特定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務（電気通信事業法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。第五条第二項において同じ。）をいう。

第二条に次の一号を加える。

十四　大規模特定電気通信役務提供者　第二十条第一項の規定により指定された特定電気通信役務提供者をいう。

第三条第二項第二号中「侵害情報、侵害されたとする権利及び権利が侵害されたとする理由（以下この号において「侵害情報等」という。）」を「侵害情報等」に、「侵害情報の送信を防止する措置（以下この号において「送信防止措置」という。）」を「侵害情報送信防止措置」に、「当該侵害情報の」を「当該申出に係る侵害情報の」に、「当該送信防止措置」を「当該侵害情報送信防止措置」に改める。

第十七条中「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第二条第九号」を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第二条第十三号」に改める。

本則に次の二章を加える。

第五章　大規模特定電気通信役務提供者の義務

（大規模特定電気通信役務提供者の指定）

第二十条　総務大臣は、次の各号のいずれにも該当する特定電気通信役務であって、その利用に係る特定電気通信による情報の流通について侵害情報送信防止措置の実施手続の迅速化及び送信防止措置の実施状況の透明化を図る必要性が特に高いと認められるもの（以下「大規模特定電気通信役務」という。）を提供する特定電気通信役務提供者を、大規模特定電気通信役務提供者として指定することができる。

一　当該特定電気通信役務が次のいずれかに該当すること。

イ　当該特定電気通信役務を利用して一月間に発信者となった者（日本国外にあると推定される者を除く。ロにおいて同じ。）及びこれに準ずる者として総務省令で定める者の数の総務省令で定める期間における平均（以下この条及び第二十四条第二項において「平均月間発信者数」という。）が特定電気通信役務の種類に応じて総務省令で定める数を超えること。